五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の事業者に対する持続可能な事業形態の確保を図るための投資に関する政策の企画及び立案に関すること。	（新設）
3～13　（略）	3～13　（略）

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

農林水産大臣　野上浩太郎

○農林水産省令第五十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一四、四六一人 林野庁 / 四、七一七人 水産庁 / 九七二人 合計 / 二〇、一五〇人	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一四、四六九人 林野庁 / 四、七一七人 水産庁 / 九七二人 合計 / 二〇、一五八人

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（農林水産省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　（略） （定員の期間別の特例） 2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、農林水産省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一四、四六二人とする。	**附　則** 1　（略） （定員の期間別の特例） 2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、農林水産省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一四、四七〇人とする。

○国土交通省令第三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十八条第三項及び第三十七条第四項の規定に基づき、農住組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉